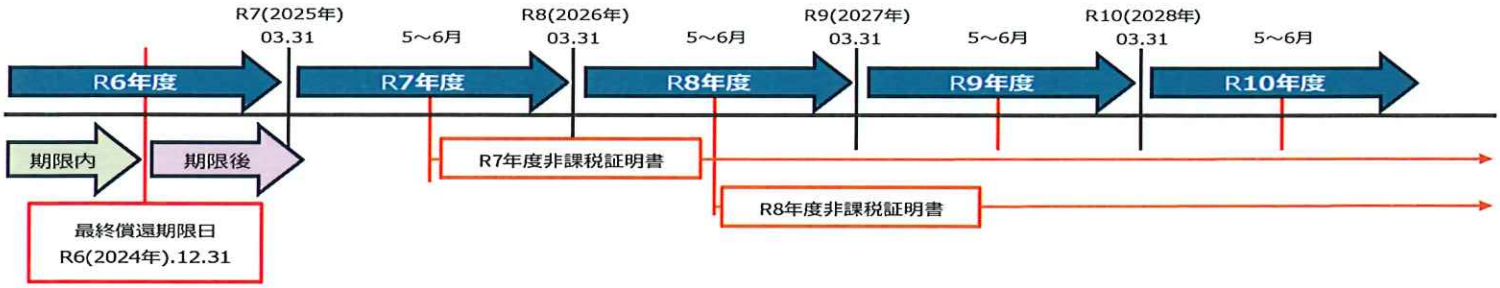
生活福祉資金 新型コロナウイルス特例貸付
償還免除の手続きについて

●免除要件

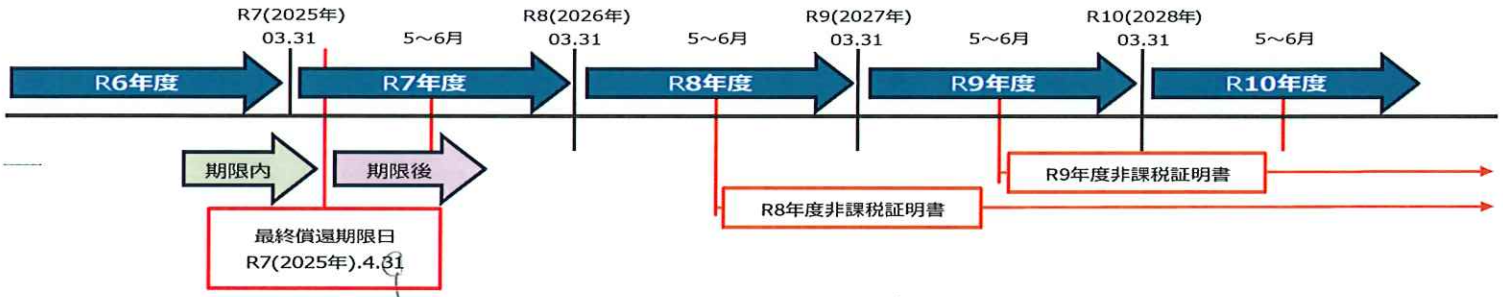
最終償還期限が属する年度の翌年度以降に発行される非課税証明が、
2か年連続で住民税(均等割・所得割の両方)が非課税の場合

例１）最終回の償還期限が令和6年(2024年)12月である場合
〇R7年度・R8年度の非課税証明書が必要

【暦年と年度の違い】
暦年： 1月1日から12月31日までの1年間
年度： 4月1日から翌年3月31日で区切った1年間



例２）最終回の償還期限が令和7年(2025年)4月である場合
〇R8年度・R9年度の非課税証明書が必要



●必要書類について

貸付ごとにそれぞれ免除申請の手続きが必要です。上図をご参照のうえ、対象貸付と免除要件をご確認いただき、**必要書類①～③を同封の返信用封筒に入れて郵送してください。**

項番 No.	申請に必要な書類	セルフチェック欄
①	**償還免除申請書**	□
②	**住民票** ※必ず下記の条件を満たす住民票をご送付ください。 ・**世帯主の記載**があるもの ・**「世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する」**と記載のあるもの ・マイナンバーの記載のないもの ・事務センターへの到着日を起点に**3か月以内**に発行のもの	□
③	**非課税証明書** ・**必要な年度の非課税証明書（「上図」参照）** ・均等割、所得割の両方が非課税である ・借受人以外が世帯主の場合は世帯主の非課税証明書 **（借受人の非課税証明書と同年度）**も必要	□借受人 □世帯主

※償還免除申請には審査があり、約1～2ヶ月お時間を頂戴する場合があります。
※償還免除申請の結果は郵送にて「決定通知書」を送付いたします。お電話での回答はいたしかねますので何卒ご了承ください。